

第 9 章 協働による風景づくり

- 1 . 協働による風景づくりの推進 9-2
 - (1) 多様な主体による風景づくりの推進
 - (2) 区民・事業者・区の役割

- 2 . 風景づくりの普及・啓発 9-6
 - (1) 風景づくりの普及・啓発の考え方
 - (2) 協働による風景づくりの実践

風景づくりを進めるためには、区民、事業者、区など、多様な主体による協働が欠かせません。第 9 章では、「1 . 協働による風景づくりの推進」として、協働による風景づくりの推進の必要性や役割を示します。

また、協働による取組みをより充実したものとするため、「2 . 風景づくりの普及・啓発」として、その考え方などを示します。

1. 協働による風景づくりの推進

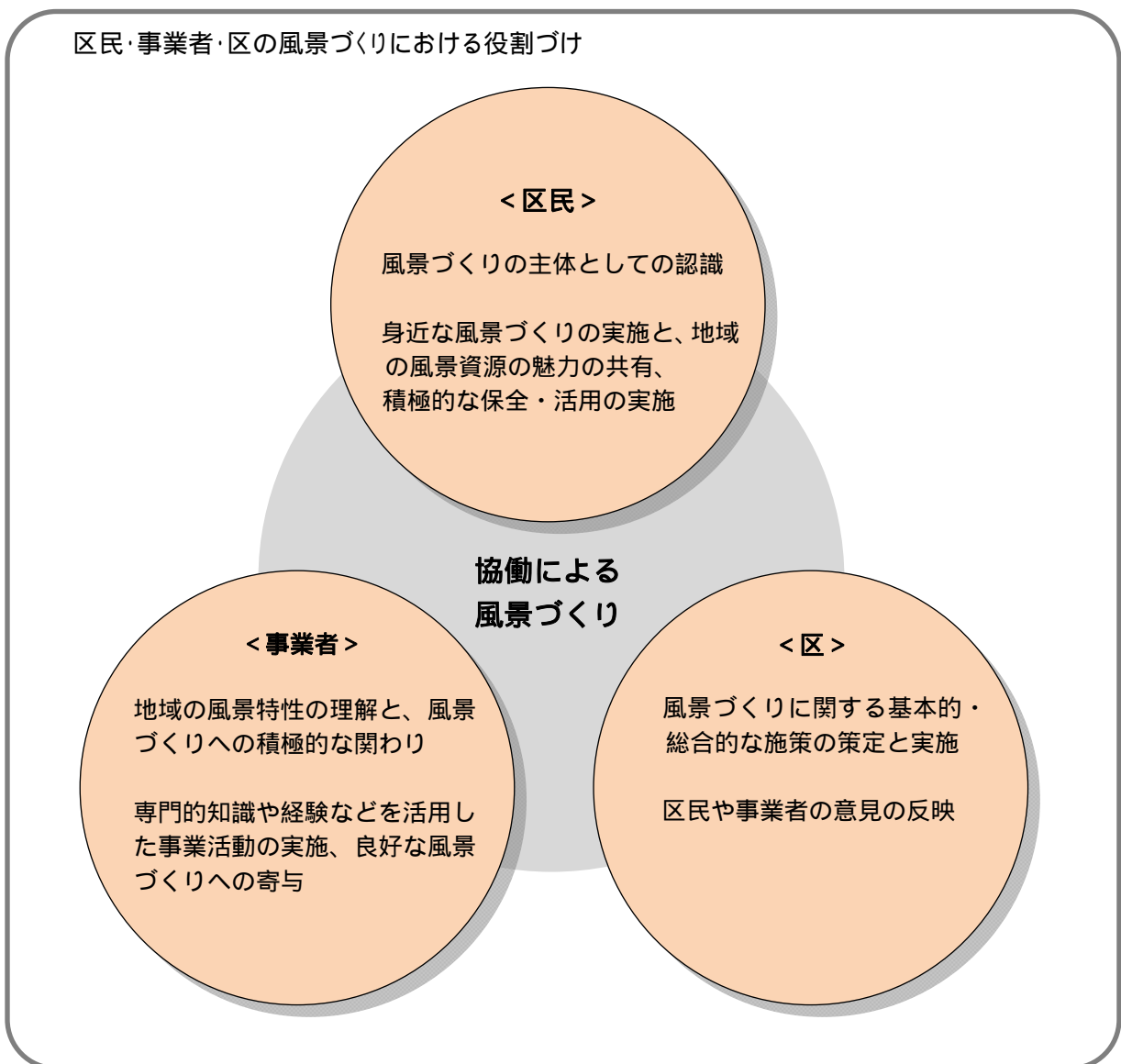
(1) 多様な主体による風景づくりの推進

良好な風景を育てていくためには、区民をはじめ、区内で事務所を構える企業、区内の建設活動に関わる人、区に訪れる人、区など、各主体が風景づくりの必要性に対する意識をもち、日々の生活や営みの中で風景づくりに取り組んでいくことが大切です。さらに、それぞれが連携し、お互いの意識・技術・活動を高めていくことで、より質の高い風景づくりにつながります。多様な主体の協働による風景づくりを推進し、継続することで、質の高い風景づくりに取り組んでいきます。

(2) 区民・事業者・区の役割

世田谷らしい良好な風景づくりを実践するには、各主体が役割を認識して風景づくり活動を進めていくと共に、協働することにより、お互いの意識や知識も高まるなど、相乗効果が生まれます。

ここでは、区民、事業者、区の風景づくりにおける役割を確認します。



1) 区民主体の風景づくり

一人ひとりが担い手となる風景づくり

風景づくりは、自宅の窓辺に花を飾るなど、個人が普段の生活の中でできる行動をきっかけに、その行動の積み重ねにより地域の風景づくりへとつながっています。このような風景づくりの種はすでに区内の至るところで見ることができます。特に、住宅の占める割合の高い世田谷区では、区民一人ひとりの実践が重要です。

風景づくりは、区民が自発的に進める活動をきっかけに、共感する人や組織と連携することで、幅広い活動へ展開していく可能性を持っています。区民一人ひとりが風景づくりの担い手となり、そこから近隣・地域へと風景づくりの幅を広げ、更には、街づくりやコミュニティ形成へつなげるなど、様々な方向へ展開させていくことが、地域の魅力を高めていくことにつながります。



区民一人ひとりが担い手
となる風景づくり



区民の自発的な活動を支える制度

区民の自発的な風景づくりを支える制度として、風景づくり条例に位置付けられた、「地域風景資産」、「界わい宣言」の制度があります。これらの制度を活用して育まれた風景は、年月を経て風景の魅力を高め、地域の共感・共有を広げているものも数多くあります。

また、建設行為等に対する地域の独自のルールを設けたい場合は、風景づくり重点区域に定める「界わい形成地区」や景観法に基づく「景観協定」を、一定の要件を満たすことで地域住民による提案をすることも可能です。

地域風景資産（関連資料「3. 地域風景資産、界わい宣言一覧」参照）

- ・地域で大切にしたい風景を、「地域風景資産」として選定し、区民の手で守り・育て・つくりあげていく活動を支援しています。
- ・地域風景資産の選定は、風景に優劣をつけることや、制限を加え保存することが目的ではありません。選定を通し、大切にしたい風景の価値を考えるきっかけをつくり、身近な街の環境を良くしていくために考え、活動につなげていくことを目的としています。
- ・平成14年度の第1回選定から計3回の選定を行い、地域の公園、歴史的な建造物のある空間、散策路など、区内の特徴ある風景が地域風景資産として計86箇所選定されています。

【地域風景資産とは】

街の中には、生活や文化が感じられる街並みや、人々が行き交う商店街のにぎわいなど、そこに暮らす人々の心に共有され、みんなが誇りと愛着を持ち、風景を特徴づけている大切な要素である建物や構造物、緑などがあります。

地域風景資産とは、一人ひとりが大切にしていきたいと考えている風景の中で、多くの人が大切だと共感し、風景づくり活動の対象となるものを、区民参加で選定するものです。

【地域風景資産の選定プロセス（第3回選定）】

風景の推薦

「大切にしたい風景」を地域風景資産候補として区に推薦します。

地域風景資産候補の共有、風景づくりアイデア等の検討

地域風景資産候補のパネル展示やまち歩き、公開作業日などを通じて、推薦人は風景の所有者や地域の人たち、他の推薦人、区民サポーター、区職員などとの交流を行いながら、推薦した地域風景資産候補の状況を調べたり、地域風景資産候補で行えそうな風景づくり活動のアイデアを練ります。

風景づくりプランの提出

推薦人は、地域風景資産候補の特徴や風景づくり活動のアイデアなどをまとめた「風景づくりプラン」を区に提出します。

選定に向けて ~風景づくりプラン及び現場確認~

区民・専門家・区職員による選定人が、「風景づくりプラン」を基に、選定条件を満たしているか、現場確認や推薦人へのヒアリングを行います。推薦人は、必要に応じて風景づくりプランの内容や関係者との調整を行います。

選定の条件

- ・風景としての価値がある
- ・地域の共感・共有がある
- ・風景づくりにつながるアイデアがある
- ・コミュニティづくりにつながる可能性がある

公開選定会

推薦人による最終説明と選定人からの質疑応答の後、公開により選定結果が発表されます。

界わい宣言（関連資料「3. 地域風景資産、界わい宣言一覧」参照）

- ・まとまりのある区域内における3人以上の土地・建物等の所有者などが、区域内で自主的に行う風景づくりを宣言する制度です。
- ・宣言された風景づくりの内容を区が登録する事で、風景づくり条例に基づく位置づけが得られるため、地域での活動を積極的に進めることができます。これまで、区内の4か所の界わい宣言が登録されています。

宣言に必要な事項

宣言の名称 / 宣言をした者及びその代表者
宣言の区域 / 宣言の目標
活動内容 / 宣言をした日

2) 事業者と連携した風景づくり

風景づくりを推進する上で、区内で事務所や店舗を営む事業者や区内で事業を行う事業者についても、風景づくりに対する理解を深め、主体的に風景づくりに協力すると共に、その活力を風景づくりに適切に活用していくよう連携していくことが必要です。

特に、建設行為等に関わる事業者は、風景に大きく影響を与える行為を行うことから、地域の風景特性を活かした計画を行い、十分な説明や区民との合意形成に努めるなど、良好な風景づくりに向けたパートナーシップの形成が求められます。

区は、これらの事業者に対し、風景づくりの方針などを伝えると共に、更なる風景づくりに対する理解の促進、参加の機会の創出を図ります。

3) 区が進める風景づくり

地域の魅力を高め、総合的な風景づくりを推進するためには、区民や事業者の意見を取り入れながら、区としての風景づくりに対する考え方を明らかにし、区民や事業者の主体的な風景づくりや区民や事業者との協働による風景づくりに関する制度の確立や運用、施策の実施、普及啓発を多角的に展開していくことが必要です。また、公共施設整備においては、良好な風景を先導する役割を担います。

区では、景観法や本計画及び風景づくり条例に位置づけられている制度などを積極的に活用し、更には区民や事業者の意向及び時代のニーズを踏まえて新たな方策を取り入れながら、魅力ある良好な風景の形成に向けて取り組んでいきます。

区が主体的に進める風景づくり

- ・風景づくりの調査研究、普及啓発活動
- ・建設行為等の届出に基づく誘導（せたがや風景デザイナーの活用）
- ・公共施設の整備などによる先導的な風景づくり
- ・関連機関、庁内との調整・連携
- ・施策の実施・調整、新たな施策の検討
- ・風景づくり計画の策定・進行管理 など

区民・事業者の支援方策

- ・情報の提供
風景づくりに関する情報の提供（通信の発行、ホームページの充実など）
- ・協働の機会の創出
風景づくりに関する意見交換、学習、施策の評価点検をする機会の設置
- ・地域風景資産の選定
- ・界わい宣言の登録
- ・風景づくり活動団体の登録・支援・助成
自主的な活動を行う団体を登録し、区民との協働による検討会などを通じた団体間の情報共有や、必要に応じた技術的支援、助成などを行う
- ・表彰制度
地域の風景づくりに高く貢献した区民・団体などの表彰
- ・風景づくりアドバイザーの派遣
協働による風景づくりや区民や事業者が自主的に行う風景づくりを支援することを目的に、専門的知識を有する者を派遣

2. 風景づくりの普及・啓発

(1) 風景づくりの普及・啓発の考え方

多様な主体との協働により、風景づくりを進めていく必要がある一方で、地域での風景づくりにおいては、風景づくりや活動に対する興味・関心の差、担い手の不足、活動の継続性などの課題も生じています。魅力的な風景づくりを推進するため、以下のような視点をもって普及・啓発活動を進めていきます。

より多くの人々に伝える

風景づくりを広げていくためには、区内に住む子ども・若者・大人はもちろんのこと、区外から通勤・通学する人、区内の様々な営みに関わる人など、より多くの人々にまずは世田谷の風景の魅力や風景づくりの取組みを知ってもらい、関心を持ってもらう事が必要です。多様な媒体や機会を活用しながら、多角的な情報発信を進めていきます。

多世代・多様な主体へ担い手を広げる

多様な価値観を持つ人の風景づくりへの参加は、風景づくりの幅を広げ、質の向上につながります。子どもや親などの若い世代、学校、事業者や各種団体など、様々な状況で世田谷に関わりを持つ人が風景づくりに参加することで、新たな視点やニーズを取り入れ、ノウハウを活用することができます。多世代・多様な主体へ風景づくりの輪を広げるため、それぞれのニーズを探りながらそれに関わる風景づくりの参加の場の創出(きっかけづくり)に取り組めます。

風景づくりが継続・継承される仕組みをつくる

風景づくりが持続するためには、現在の風景づくりの担い手として率先して取り組んでいる人々が、より質を高めた活動をするための啓発活動が求められています。また同時に、新たな担い手の参加により、既存の活動と新たな取組みをつなげていくことも重要です。風景づくりが継続され、新たな担い手へつながり広がるよう、検討していきます。

(2) 協働による風景づくりの実践

区民、事業者、区が互いに風景づくりに関わる意識・技術・行動の質の向上をはかるため、「知る・学ぶ」、「考える」、「実践する」など、風景づくりに関わる様々な機会やそれを支援する制度を提供し、協働による風景づくりを深めていきます。

風景づくりの実践

